

「三浦市市制施行 70 周年記念事業」募集要領

三浦市は令和 7 年 1 月 1 日で市制施行 70 周年を迎えます。節目の年を迎えるに当たり、市民の皆様とともに記念の年をお祝いし、市民が一体となって新たな歴史の一步を踏み出す機運を高めていきたく、「三浦市市制施行 70 周年記念事業」（以下「記念事業」という。）を実施します。そして、この取組の一環として、記念事業の趣旨に賛同し、記念事業を実施する市民団体やグループ、民間団体等の皆様を募集します。

1 対象者

市内に活動の拠点を置く、市民団体やグループ、民間団体等

2 対象事業

記念事業の趣旨に賛同する対象者が実施する、次に掲げる要件を全て満たす事業を対象とします。

- (1) 令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの期間に実施されるもの。
- (2) 事業の内容が記念事業の趣旨に沿うものであること。
- (3) 市民を対象とした事業であること。
- (4) 特定の政党その他の政治団体、宗教に関する活動に関連していないこと。
- (5) 法律及び法律に基づく政令やその他の命令に違反しないこと。
- (6) 暴力団との関係がないこと。
- (7) 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜するものでないこと。
- (8) 公序良俗に反するものでないこと。

3 記念事業の使用承認内容

記念事業として承認された場合、次の PR 内容を使用することができます。

- (1) 「三浦市市制施行 70 周年記念」の名義使用
- (2) 「三浦市市制施行 70 周年記念ツナ之介ロゴマーク」（別紙のとおり）の使用

4 申請方法

(1) 申請の受付

令和 7 年 1 月 6 日から令和 7 年 12 月 10 日まで

(2) 申請の方法

「三浦市市制施行 70 周年記念事業 承認申請書（様式 1）」に必要な書類等を添えて、メール、郵送、FAX、持参などの方法により三浦市市民協働課へ提出してください。

5 承認及び承認の取り消し

申請書の提出があった場合は、事業の内容を審査し、「市制施行 70 周年記念事業承認（不承認）通知書（様式 2）」により、申請者に結果を通知します。承認された事業が条件に反する場合や申請の内容に虚偽があることが判明した場合は、承認を取り消すことがあります。

なお、承認後に申請事業を変更・中止する場合は、速やかにご連絡ください。

6 実施報告

記念事業が完了したときは、事業完了後 30 日以内に「市制施行 70 周年記念事業実施報告書（様式 3）」に必要な書類等を添えて報告してください。

<申請・問合せ先>

〒238-0298

三浦市城山町1番1号

三浦市市民部市民協働課

電話046-882-1111内線(312)

FAX 046-882-1160

メールアドレス

shiminkyodo0101@city.miura.kanagawa.jp

